

令和7年 10月1日から、保育所等の職員による通所児童に対する虐待(被措置児童等虐待)を発見した者の通報義務が創設されました。

保育所等における被措置児童等虐待とは、施設職員がこどもに行う以下の行為をいいます。

① 身体的虐待	保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
② 性的虐待	保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
③ ネグレクト	保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
④ 心理的虐待	保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

虐待(疑いを含む)を発見した場合は・・・

ためらわずに、所管行政庁に御相談ください。

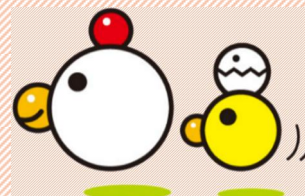
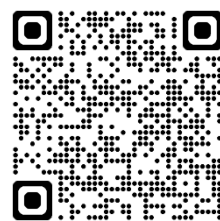
相談者の秘密は守られます。相談は匿名でも構いません。

相談窓口はホームページで公表しています。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/gyakutaimadoguchi.html>

(右のQRコードから簡単にアクセスできます。)

所管行政庁が不明な場合は、愛知県又は施設や事業所の所在する市町村に御相談ください。



所管行政庁とは・・・

各施設や事業について、児童福祉法等に基づく指導監督権限を有する行政機関です。虐待通報があった際に通報内容の事実確認等の措置を講ずる主体となります。各施設や事業の所管行政庁は以下のとおりです。

愛知県（※）	市町村
保育所	子育て短期支援事業
幼保連携型認定こども園	児童育成支援拠点事業
認可外保育施設	家庭的保育事業
一時預かり事業	小規模保育事業
病児保育事業	居宅訪問型保育事業
児童館	事業所内保育事業
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	放課後児童健全育成事業

※指定都市・中核市（名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市、一宮市）に所在する施設・事業は、当該指定都市・中核市が所管行政庁となります。



愛知県福祉局子育て支援課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

（保育所・認定こども園に関すること）

電話：052-954-6248（ダイヤルイン）

（認可外保育施設に関すること）

電話：052-954-6636（ダイヤルイン）

（一時預かり事業・病児保育事業に関すること）

電話：052-954-6282（ダイヤルイン）

（児童館に関すること）

電話：052-954-6625（ダイヤルイン）